

合併したらどうなる？

わたしたちのまちと生活

——合併協議会のこれまでの経過報告——



SAGAMIHARA

SHIROYAMA

TSUKUI

SAGAMIKO

相模原・津久井地域合併協議会

SAGAMIHARA SHIROYAMA





1 なぜ、「市町村合併」を検討をするの? 4

市町村合併を検討する背景と1市3町の概況

2 合併のメリットって、なに? 6

市町村合併の検討の意義

3 これまでの取り組み 8

合併協議会設立までの経緯と合併協議会の開催経過

4 合併したらこんなまちになります 9

合併した場合の身近なサービスと負担

新市の基本的な姿	9
行政組織	10
議会	11
農業委員会	11
地域自治区	12
町名・字名	13
関係団体等	13
地方税	14
公共料金等	15
国民健康保険	16
介護保険	16
手数料	17
補助金・交付金等	17
清掃事業	18
高齢者福祉	20
障害福祉	22
子育て支援	24
学校教育	27
生涯学習・スポーツ	27
市民生活	28
保健衛生	30
都市整備	32
環境保全	33
産業振興	34
消防・防災	35

1 なぜ、「市町村合併」を検討するの？

市町村合併を検討する背景と1市3町の概況

市町村合併を

広域的課題への対応

環境保全対策や水資源対策、観光振興などの広域的な調整や取り組みを必要とする課題に対して、より効果的な施策の展開が求められています。

また、豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくとともに、より効率的に活用していくことが求められています。



厳しい財政状況への対応

国が進める国庫補助負担金の削減や地方交付税制度の見直しなどに伴う厳しい財政状況の中、より効果的・効率的な行政サービスを提供する行財政体制を構築する必要があります。



相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、住民の日常生活圏の広域化や少子高齢化の急速な進展、厳しい財政状況などの社会経済情勢の大きな変化に適切に対応し、住民サービスの維持・向上を目指して行財政基盤の充実・強化を図るとともに、自主性・自立性を持った地方分権時代にふさわしい個性あるまちづくりを推進するための有効な手段の一つとして市町村合併の検討を進めています。

検討する背景

自立分権都市を目指して

地方分権の進展に伴って、住民の日常生活に最も身近な市町村の役割は、これまで以上に重要となっており、自主性・自立性を持ったまちづくりの推進が求められています。

特に相模原市は中核市として、周辺市町との連携を図り、地域全体として発展していくための役割と責任が求められています。

少子高齢社会の到来

本格的に到来する少子高齢社会への対応が求められています。



輝きと愛があふれる人間都市
さがみはら



・相模原市

- 面積：90.41km²
- 人口：62万3,331人
(平成16年9月1日現在)

1市3町の概況

2

合併のメリットって、なに？

市町村合併の検討の意義

中・長期的な
SHIROYAM

城山町・津久井町・相模湖町

安定的な行政サービス

- ◆福祉、教育、ごみ処理、消防など従来の行政サービスを長期的かつ安定的に実施することが可能になります。

行政サービスの向上

- ◆中核市になることにより、行政サービスの効率化が図られるとともに、専門職員等の対応による高度できめ細かなサービスを受けることができます。

公共施設等の利用

- ◆相模原市にある公共施設等の利用が可能になり、利便性が向上します。

環境の保全と活用

- ◆多くの住民の力により、水源の森づくりや水とみどりの保全・活用が進められます。

地域の活性化

- ◆市になることによるイメージアップにより、地域の活性化が期待できます。

合併に対する疑問や不安にお答えします。

Q

財政力の弱い津久井郡3町との合併は、相模原市にとってデメリットではないですか。相模原市民の税金が津久井郡地域に使われてしまうのではないか？

A

合併は広い範囲でまちづくりを考えていくことで、よりよい住民サービスを提供していくことです。財政的には事務事業の統合などにより、一定の歳出増が見込まれますが、一方で、管理部門などの統合・スリム化や特別職の削減など、効率的な行財政運営が可能となります。合併にあたっては、住民負担が増えたり、サービスが偏ることのないよう調整を進めてまいります。



合併すると、地域のコミュニティが失われ、地域の一体感がなくなることが心配です。

市町村合併は、それぞれの地域の特性を一つに限定してしまうのではなく、大きな範囲でまちづくりを考えようとするものです。一つの市としての一体感を醸成することも大切ですが、それぞれの歴史や伝統、文化あるいは地域の独自性を尊重したまちづくりを進めることが非常に重要なことであると考えています。

IA TSUKU GAMIKO 視点からの効果

地域の活性化

- ◆豊かな自然と共生する新たな都市としてのイメージアップに伴い、産・学・官の連携などによる地域の活性化が期待できます。

都市内分権の推進

- ◆都市内分権の推進と地域の個性を生かして、地方分権時代に対応した新たなまちづくりを進めることができます。

教育の場の広がり

- ◆津久井地域の自然を生かした教育や相模原市の図書館・博物館等を生かした教育など、相互に教育の場が広がります。

行財政の効率化

- ◆市町の管理部門（企画・人事・財務等）や別々に実施してきたごみ処理や消防などの業務を統合することにより、行財政の効率化が図られます。

相模原市

地域資源の活用

- ◆津久井地域が持つ自然・文化・歴史等の地域資源が、身近なものになります。
- ◆豊かな地域資源が増えることにより、教育、スポーツ等の幅や自然保護・レクリエーションなどの市民活動のフィールドが大きく広がります。

都市の魅力

- ◆自然と共生する都市としてのイメージアップが期待できます。

公共施設等の利用

- ◆津久井地域にある公共施設等の利用が可能になり、利便性が向上します。

新たな可能性

- ◆市域が広がることにより、新たなまちづくりの可能性が広がります。

合併すると、津久井郡3町は議員が少なくなり、住民の声が反映されにくくなるのではないかですか？

市の面積が増えると、効率的な行財政運営ができなくなるのでないでしょうか？

合併協議が行政側で一方的に進んでいるように見えますが、住民はそれほど合併の必要性を感じていません。住民の意見を反映すべきではないでしょうか？

このような不安を解消するために、合併に伴い津久井地域の各町ごとに「地域自治区」が5年間設置されることになります。「地域自治区」では、地域住民の意見を反映させるために、地域の住民による地域協議会が設置され、市長は協議会の意見を聞くことが必要となり、地域の住民の声は十分に反映できるものと考えています。

1市3町が合併すると約264km²の市になりますが、道路などの都市基盤が整備され、IT技術が発達した現在では、市の面積が広がったとしても、それに対応した行財政運営が可能であると考えています。

津久井郡3町からの合併協議の申し入れを契機に、相模原市と津久井郡3町では、市町を取り巻く社会状況の変化や、市政、町政の運営状況を踏まえ、合併協議を行うとの共通認識に至りました。合併協議会においては、住民の皆様にも委員になっていただき、公開の場で合併協議を行うと共に、協議会だよりを配布するなど情報提供に努めております。協議された内容については、住民の皆様からも手紙やメールなどでご意見をいただいているほか、シンポジウムなどを開催し、様々なご意見を伺ってまいりたいと考えています。



3

これまでの取り組み

合併協議会設立までの経緯と合併協議会の開催経過

合併協議会設立までの経緯

期日	項目
平成15年 7月 8日	相模原市・津久井郡4町等広域行政連絡会議に「市町村合併に関する調査研究部会」を設置
平成16年 1月23日	城山町長、津久井町長、相模湖町長より相模原市長へ合併協議の申し入れ
平成16年 2月10日	1市3町長が松沢知事、尾高副知事を訪れ、合併協議にあたり県に支援を要請
平成16年 2月10日	「(仮称) 相模原・津久井地域合併協議会設立準備会議」を設置
平成16年 3月30日	「相模原市、城山町、津久井町、相模湖町による合併協議に係る合意書」に調印
平成16年 4月 1日	「相模原・津久井地域合併協議会」を設立

合併協議会の開催状況

開催日	会議名等
平成16年 4月30日	第1回 相模原・津久井地域合併協議会 ・市町村合併に関する講演会
平成16年 5月30日	第2回 相模原・津久井地域合併協議会
平成16年 7月 8日	第3回 相模原・津久井地域合併協議会
平成16年 8月 4日	第4回 相模原・津久井地域合併協議会
平成16年 8月25日	第5回 相模原・津久井地域合併協議会
平成16年 9月21日	第6回 相模原・津久井地域合併協議会
平成16年 11月18日	第7回 相模原・津久井地域合併協議会 (予定)

まちづくりの将来ビジョン検討委員会の開催状況

開催日	会議名等
平成16年 4月30日	第1回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 5月21日	第2回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 6月12日	第3回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 6月23日	第4回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 7月12日	第5回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 7月31日	第6回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 8月21日	第7回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 9月 5日	第8回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 9月13日	第9回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 10月 4日	第10回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会
平成16年 11月 7日	第11回 まちづくりの将来ビジョン検討委員会 (予定)

議員の定数等に関する検討委員会の開催状況

開催日	会議名等
平成16年 6月 4日	第1回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 7月 5日	第2回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 7月28日	第3回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 8月10日	第4回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 8月24日	第5回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 9月 7日	第6回 議員の定数等に関する検討委員会
平成16年 9月19日	第7回 議員の定数等に関する検討委員会

●合併協議会とは●

当合併協議会は、市長、町長、議会議員、住民・経済団体の代表、公募により選出された住民、県職員など計50名の委員で構成され、合併協議項目や1市3町が合併した場合のまちづくりの将来ビジョンなどに関する協議を行っています。

なお、当合併協議会は法律に基づく協議会が設置される前に、基本的な話し合いを進めるために設置された任意の協議会です。



4 合併したらこんな“まち”になります

合併した場合の身近なサービスと負担

相模原・津久井地域合併協議会においては、基本的な協議事項が決まり、平成18年3月31日までに合併することを目標としています。

ここでは、合併協議会において協議された調整方針を基に、合併した場合に住民の皆様の身近なサービスと負担がどのようになるのか、お知らせいたします。

新市の基本的な姿

区分	現行				新市
区域	相模原市の区域	城山町の区域	津久井町の区域	相模湖町の区域	相模原市の区域
名称	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	相模原市
本庁舎の位置	相模原市中央 2丁目11番15号	津久井郡城山町 久保沢1丁目3番1号	津久井郡津久井町 中野633番地	津久井郡相模湖町 与瀬896番地	相模原市中央 2丁目11番15号 (城山町、津久井町及び相 模湖町の町役場は総合的な 事務所になります。)
財産	相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の財産 城山町及び津久井町の各財産区の財産				相模原市の財産 現行どおり
条例・規則等	相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の条例、規則等				相模原市の条例、規則等
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
市・町章					
市・町の木	けやき	もみじ	ヤマモミジ	桂	けやき
市・町の花	アジサイ	つつじ	ミツバツツジ	山ゆり	アジサイ
市・町の鳥	ヒバリ	メジロ	うぐいす	オシドリ	ヒバリ
市・町の色	みどり	無	無	青	みどり
市民・町民憲章	相模原市民憲章	城山町民憲章	津久井町民憲章	相模湖町民憲章	相模原市民憲章
市・町の歌	「相模原市民の歌」	「城山わがまち」	無	無	「相模原市民の歌」

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町、津久井町及び相模湖町の「政策企画内部管理機能」が新市の本庁機関に統合されます。

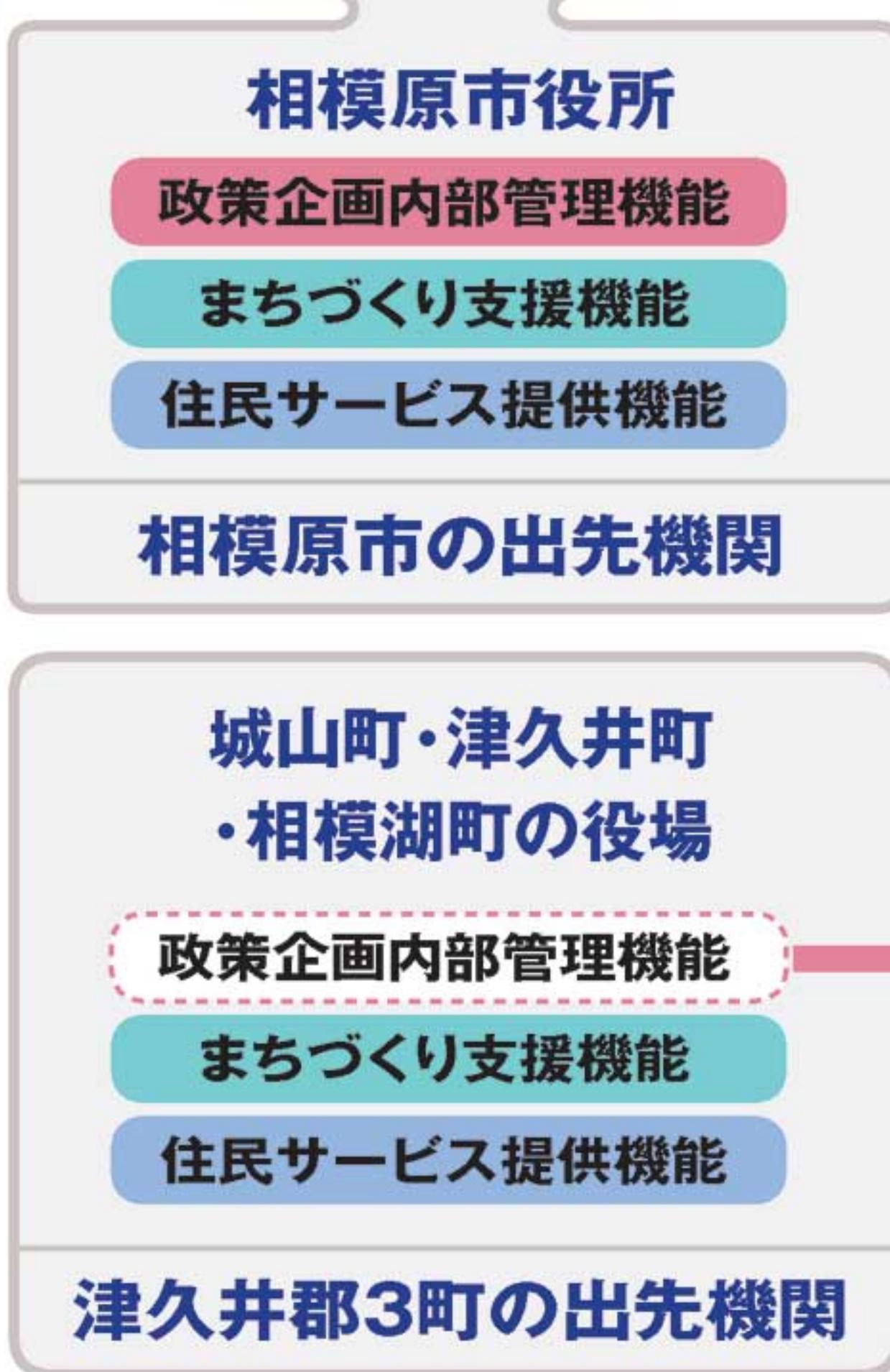
現在の城山町、津久井町及び相模湖町の各役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。また、現在の相模原市及び津久井郡3町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。

SAGAMIHARA
SHIROYAMA

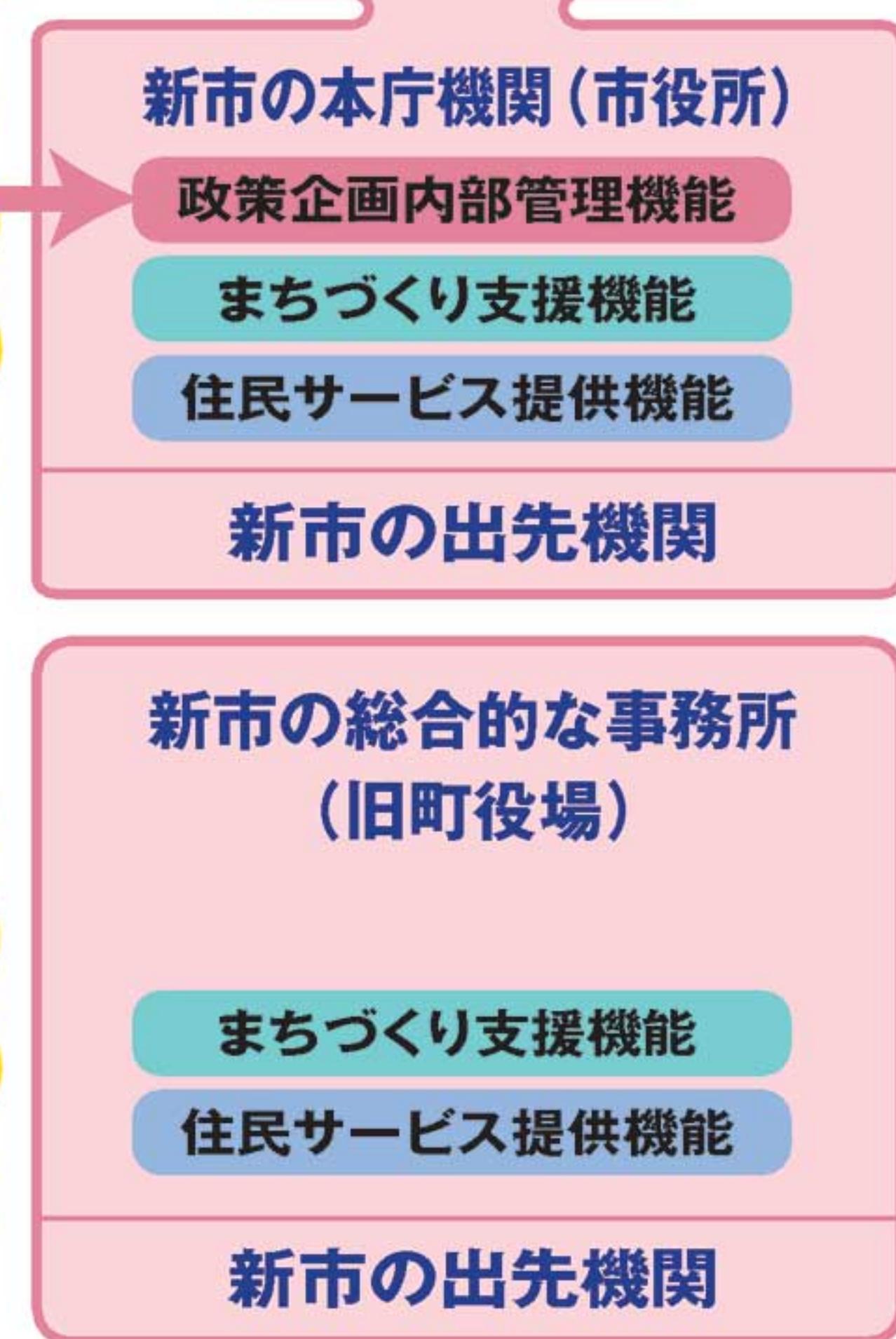
TSUKUI

SAGAMIKO

合併前



合併後



政策企画内部管理機能

内
容

企画、人事、財政等の新市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。

具
体
例

- ◆総合計画、都市計画等の策定
- ◆予算編成、人事など内部管理
- ◆環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など広域的・統一的な処理が必要な事務
- ◆その他総合的な調整

まちづくり支援機能

良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。

- ◆地域産業の振興
- ◆地域独自のイベントの企画・運営
- ◆地域の歴史、文化の保存・継承
- ◆自治会活動等の支援
- ◆自主防災組織の育成・支援

住民サービス提供機能

窓口サービス、相談など身近な住民サービスの提供を行う。

- ◆各種申請、届出の受理、証明書の発行
- ◆税等の収納
- ◆広聴、市民相談
- ◆保健、福祉に関する事務
- ◆就学、教育相談
- ◆地域特有の事務

特別職の身分及び一般職の職員の身分

城山町、津久井町及び相模湖町の常勤の特別職（町長・助役・収入役・教育長）及び教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職します。

城山町、津久井町及び相模湖町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぎます。

議 会

現在の相模原市の議会議員46人は引き続き在職し、城山町16人、津久井町18人及び相模湖町12人の議会議員は失職します。

合併後50日以内に行われる増員選挙では、現在の城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の議会議員が、それぞれ平成19年4月29日（予定）を任期として選出され、新市の議会議員は、51人になります。

合併後最初に行われる相模原市の議会議員の任期満了（平成19年4月29日予定）による一般選挙では、現在の相模原市を選挙区として46人、城山町を選挙区として2人、津久井町を選挙区として2人、相模湖町を選挙区として1人の合計51人の議会議員が、平成23年4月29日（予定）を任期として選出されることになります。

合併時		H19.4.29	H23.4.29
現在の議員定数		合併後の増員選挙時の議員定数 (任期=増員選挙～H19.4.29予定)	合併後最初の一般選挙時の議員定数 (任期=H19.4.30～H23.4.29予定)
相模原市	46人	46人（引き続き在職）	46人
城山町	16人	2人	2人
津久井町	18人	2人	2人
相模湖町	12人	1人	1人
合 計	92人	51人（内増員選挙を行う 議員数は5人）	51人

農 業 委 員 会

相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置し、選挙による委員は、合併後1年間、引き続き新市の委員として在任します。

また、その後の各農業委員会の選挙による委員の定数は、相模原市を区域とする農業委員会は、現行どおりとし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会は、相模原市の農家世帯数をもとに算出した人数の14人とします。

区 分	現在の定数	合併後1年間 (合併特例法適用)		合併1年後 (合併特例法適用期間経過後)	
	選挙委員	区 分	選挙委員	区 分	選挙委員
相模原市	20人	相模原市を 区域とする 農業委員会	20人	相模原市を 区域とする 農業委員会	20人
城山町	11人(8人)	城山町、津久井町及び 相模湖町を区域とする 農業委員会	8人	城山町、津久井町及び 相模湖町を区域とする 農業委員会	14人
津久井町	16人		16人		
相模湖町	10人		10人		
合 計	57人(54人)		54人		34人

() 内は実人数

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の城山町、津久井町及び相模湖町の区域を単位として「地域自治区」を合併後5年間設置します。

【地域自治区】

名 称	(仮称) 城山町	(仮称) 津久井町	(仮称) 相模湖町
設置期間	5年間		
住居表示の特例	現在の住所や土地の地番の前に、各地域自治区の名称を付け加えることになります（詳細は、「町名・字名」13ページ参照）。		

地域自治区には、住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

【地域自治区事務所】

名 称	(仮称) 城山町 地域自治区事務所	(仮称) 津久井町 地域自治区事務所	(仮称) 相模湖町 地域自治区事務所
位 置	現在の城山町役場	現在の津久井町役場	現在の相模湖町役場
所管区域	現在の城山町の区域	現在の津久井町の区域	現在の相模湖町の区域

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員など、各地域自治区の住民から選出され、新市の市長が選任します。

【地域協議会】

名 称	(仮称) 城山町 地域協議会	(仮称) 津久井町 地域協議会	(仮称) 相模湖町 地域協議会
定 数	30人以内	30人以内	30人以内
任 期		2年以内	
報 酬		無 し	

都市内分権

新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年間を目途に検討します。

※都市内分権

身近な地域ごとに一定の予算や権限を配分し、地域固有の課題への対応やまちづくりなどに住民が主体的に関わることができる仕組み



町名・字名

相模原市の区域内の町・字（市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く○○町などの名称）の区域及び名称については、変更ありません。

城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町・字の区域は、原則として変更ありません。

城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町・字の名称は、各町の意向を尊重します。

なお、地域自治区が設置されるため、現在の名称の前にそれぞれ地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

※地域自治区の名称が、それぞれ「城山町」、「津久井町」及び「相模湖町」となった場合の住所の具体例

区分	現行	新市
城山町の場合	津久井郡城山町川尻	相模原市城山町川尻
津久井町の場合	津久井郡津久井町中野	相模原市津久井町中野
相模湖町の場合	津久井郡相模湖町与瀬	相模原市相模湖町与瀬

関係団体等

一部事務組合等

城山町、津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併日の前日に脱退し、その事務は新市に引き継ぎます。

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併日の前日までに廃止し、相模湖町に係る事務は、新市に引き継ぎます。

城山町、津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務及び公共下水道使用料徴収事務については、合併日の前日に委託を取りやめ、その事務は新市に引き継ぎます。

城山町及び相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社については、合併日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぎます。

相模原市土地開発公社については、新市において存続します。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続します。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併日の前日までに解散する方向で調整します。

※津久井郡一部事務組合解散協議会において、城山町、津久井町及び相模湖町が加入している津久井郡広域行政組合については、合併日の前日をもって解散する方向で、また、相模湖モーターボート競走組合については、合併日の前日までに解散する方向で調整されています。

公共的団体等

相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町にある農業協同組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会などの公共的団体等については、それぞれの団体の実情を尊重し、共通の目的を持った団体については、原則合併時に統合できるよう努めることとしますが、個別の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとします。

地方税

個人の市（町）民税については、1市3町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統一されます。

固定資産税及び都市計画税については、納期が相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統一されるほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併特例法により合併後5年間は宅地並み課税は適用されません。

また、津久井郡3町に所在する床面積1,000平方メートルを超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市	
個人市（町）民税	均等割	3,000円			3,000円		
	所得割	200万円以下 200万円超		3% 8%	200万円以下 200万円超		
		700万円超		10%	700万円超		
法人市（町）民税	均等割	5万円～300万円（資本金、従業者数により9段階）			5万円～300万円（資本金、従業者数により9段階）		
		資本金等 10億円以上 14.7%	資本金等 5億円以上 14.7%	12.3%	12.3%	資本金等10億円以上 14.7% 資本金等 5億円以上 13.5% 資本金等 5億円未満 12.3%	
	法人税割	5億円以上 13.5%	2億円以上 13.5%			ただし、合併年度に限り、津久井郡3町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。	
		5億円未満 12.3%	2億円未満 12.3%				
固定資産税		1.4%			1.4%		
都市計画税		0.3%	0.3%	—	—	0.3% ※1	
事業所税※2	資産割	床面積 1平方㍍につき 600円	—	—	—	資産割 床面積1平方㍍につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	
	従業者割	従業者給与 総額の 0.25%	—	—	—	ただし、合併年度を含む6年度の間に限り、津久井郡3町に所在する事業所については、課税免除とします。	
市(たばこ)町税	旧3級品	1,000本につき1,412円			1,000本につき1,412円		
	その他	1,000本につき2,977円			1,000本につき2,977円		
軽自動車税※3	原動機付自転車 (50cc以下)	1,000円			1,000円		
	四輪乗用 (自家用)	7,200円			7,200円		
	四輪貨物 (自家用)	4,000円			4,000円		
	小型特殊 (農耕作業用)	1,000円	1,600円	1,600円	1,600円	1,000円	

※1 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。

(32ページ土地利用を参照)

※2 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超える事業所に課税されます。

※3 軽自動車税は、主な車種について掲載しています。

公共料金等

水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、1市3町の料金体系に違いはありません。なお、津久井町青根地区では町営の簡易水道事業を行っていますが、新市においても現行どおり実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
水道料金 (モデルケース)	4,034円	4,034円	4,034円 簡易水道 (3,360円)	4,034円	現行どおり

※ 水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³を使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

なお、津久井町の簡易水道料金も1か月あたり1,680円（消費税を含む）の定額料金の2か月分を表示しています。

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
下水道使用料 (モデルケース)	3,475円	3,897円	3,809円	3,066円	3,475円

※ 下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、一般的家庭が2か月間で40m³を使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において整理・調整を行い合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合します。

なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位負担金・分担金を引き続き適用するものとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
受益者負担金	270円/m ³	300円/m ³	378円/m ³	第1負担区 398円/m ³ 第2負担区 411円/m ³	相模原市の制度 に統合します。た だし、津久井町・ 相模湖町の単位 負担金・分担金に ついては、合併後 5年以内を目標に 相模原市の制度 に統合します。
受益者分担金	490円/m ³	無	378円/m ³	第1負担区に 流入する土地 398円/m ³ 第2負担区に 流入する土地 411円/m ³	相模原市の制度 に統合します。た だし、津久井町・ 相模湖町の単位 負担金・分担金に ついては、合併後 5年以内を目標に 相模原市の制度 に統合します。

※金額は1m³当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内、及び都市計画法下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外（市街化調整区域）、及び都市計画法下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が1市3町で異なりますので相模原市の制度に統合されます。

【国民健康保険税（年額）】

区分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
所得割	医療分	5.70%	6.65%	6.00%	6.50%	相模原市の制度に統合します。
	介護分	1.00%	1.05%	1.10%	1.05%	
資産割	医療分	13.20%	35.03%	39.00%	40.00%	相模原市の制度に統合します。
	介護分	3.50%	7.10%	7.90%	7.00%	
均等割 (1人あたり)	医療分	21,900円	22,660円	21,500円	25,200円	相模原市の制度に統合します。
	介護分	4,500円	6,200円	4,700円	6,000円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,200円	19,810円	25,000円	25,900円	相模原市の制度に統合します。
	介護分	4,800円	3,800円	5,300円	6,000円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	303,600円	349,300円	329,200円	360,000円	相模原市の制度に統合します。
	介護分	46,800円	50,300円	52,300円	52,200円	
	合計	350,400円	399,600円	381,500円	412,200円	

※ 平成16年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース 加入者数3人（45歳の夫、38歳の妻、16歳の子） 夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し

固定資産税額 50千円（夫名義で25千円、妻名義で25千円）

介護保険

保険料は、介護保険法により3年ごとに事業計画を策定して算定することとされており、新市としての保険料は、平成17年度中に合併後を想定して策定する第3期事業計画（平成18年度～20年度）において算定することとなります。

なお、1市3町の現在の事業計画（第2期事業計画：平成15年度～17年度）を合算して現時点の保険料を試算すると、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

【介護保険料（年額）】

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
第1段階	17,300円	17,880円	16,200円	16,200円	平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定し、保険料を算出します。
第2段階	26,600円	26,820円	24,300円	24,300円	
第3段階	36,900円	35,760円	32,400円	32,400円	
第4段階	46,100円	44,700円	40,500円	40,500円	
第5段階	55,400円	53,640円	48,600円	48,600円	
第6段階	73,800円	—	—	—	

※第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯

第2段階 世帯全員が住民税非課税

第3段階 本人が住民税非課税

第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満

第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満

第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 — 下線部分は相模原市のみ

手数料

住民票の写しや印鑑証明、市（町）県民税の課税証明などの手数料は、1市3町同一ですので、これまでどおりとなります。

住民票・印鑑証明など

(1通あたり)

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
住民票の写し 印鑑登録証明書	300円	300円	300円	300円	300円
戸籍の謄本・抄本	450円	450円	450円	450円	450円

税関係証明

(1件あたり)

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
市（町）県民税 課税証明書	300円	300円	300円	300円	300円
市（町）県民税 納税証明書	300円	300円	300円	300円	300円

補助金・交付金等

同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整します。

各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現制度を認めますが、市域全体の均衡を保つように原則3年以内を目途に調整します。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行います。



生活系ごみの収集

城山町、津久井町及び相模湖町の3町は、藤野町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理をしています。

ごみやし尿の処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、合併時には、津久井郡広域行政組合が実施している城山町、津久井町及び相模湖町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとし、合併後速やかに、より効率的な収集・処理体制の構築を検討していきます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。)
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等		
	収集頻度	3回／週	2回／週		
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋		
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)		
	収集頻度		1回／週		
	排出容器		透明または半透明袋		
資源	呼称	資源	資源ごみ		現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類		
	収集頻度	1回／週	1回／月(指定日2区分)		
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出		
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集 (白色トレイは未実施)		
	収集頻度	拠点回収			

し尿・浄化槽汚泥の収集及び手数料

相模原市では、し尿・浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、津久井郡3町では、し尿は津久井郡広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は、各町の許可業者が収集しています。

このため、合併後速やかに、新市における収集体制を見直し、新市において、より効率的な収集体制を検討していきます。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料については、津久井郡3町は、浄化槽清掃経費に係る標準料金の設定や浄化槽清掃に係る補助をしていますが、相模原市と津久井郡3町では大きな格差があることから、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行っていきます。

【し尿】

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合			新市
		城山町	津久井町	相模湖町	
処理手数料 (生活系)	基本料金…便槽1箇所につき100円 加算料金…①人頭制120円/月・人 ②従量制120円/36ヶ月	①定額制…世帯割 126円/月・世帯 人頭割325.5円/月・人 ②従量制…357円/40ヶ月			合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)

【浄化槽汚泥】

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合			新市
		城山町	津久井町	相模湖町	
処理手数料 (生活系)	基本料金…浄化槽1基につき600円 加算料金…従量制120円/36ヶ月	条例・規則上の規定なし。ただし、各町においては、浄化槽清掃経費標準料金を設定。 (城山町、相模湖町では、浄化槽清掃の補助制度あり)			合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)



高齢者福祉

給食サービス

給食サービスは、1市3町で実施していますが、個人負担や実施方法などが異なるため、新市においてその調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
回数	週4回	週4回	週4回	週4回	週4回
個人負担(1食)	400円	400円	300円	450円	400円



生きがい対策

高齢者大学は実施内容が異なるため、新市において3年間で段階的に相模原市の制度に統合します。生きがい農園は、現行のままとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
高齢者大学	4学部29学科 (定員912人) 各学科年間 24回前後開催	無	無	3学部(定員180人) 各学科 年間12~19回開催	3年間で段階的に 相模原市の制度に 統合します。
生きがい農園	21農園 (958区画) 1区画面積10m ²	無	2,000m ² (老人クラブ連合 会へ委託)	無	現行どおり

※市民農園は34ページに掲載されています。



敬老事業

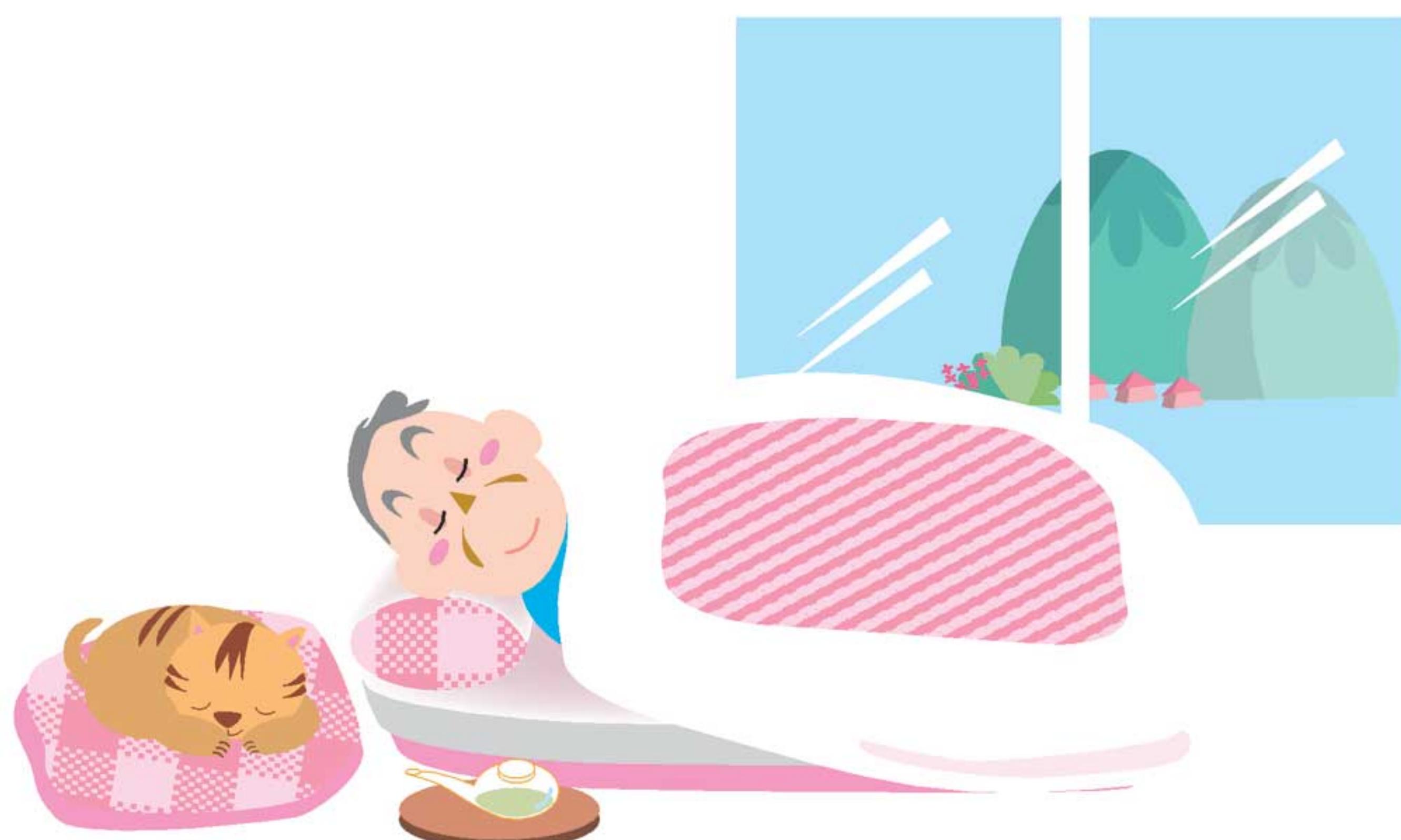
敬老会は現行のままとし、敬老祝金事業は相模原市の制度に統合しますが、それぞれ事業のあり方を検討します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
敬老会	有	有	無	有	現行どおり
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 77歳 15,000円 88歳 20,000円 99歳 25,000円 100歳以上 30,000円	【祝い品】 80歳 7,000円相当 88歳 10,000円相当 90歳 13,000円相当 99歳 15,000円相当 100歳 25,000円相当	【祝い金】 88歳 5,000円 99歳 15,000円 100歳 20,000円 101歳以上 20,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円

寝具消毒乾燥事業

相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年1回、丸洗い消毒乾燥年1回	無	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回



障害福祉

【主な事業】

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度に統合し、津久井郡3町の方へも支給されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
重度心身障害者等 福祉手当 (月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	無	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

【対象者】

(重度)

- * 身体障害者手帳が1級・2級の方
- * 知能指数が35以下の方
- * 身体障害者手帳が3級かつ知能指数50以下の方

(中度)

- * 身体障害者手帳が3級の方
- * 知能指数が40以下の方
- * 身体障害者手帳が4級かつ知能指数50以下の方



重度障害者医療費助成

相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
身体障害者 知的障害者	①身体障害者手帳1級・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下				
精神障害者	④精神障害者保健 福祉手帳1級・2級	④精神保健福祉法第 32条の通院医療 費公費負担制度(自 己負担額5%)	無	無	④精神障害者保健 福祉手帳1級・2級

※ 城山町が町単独で行っている④の精神保健福祉法通院医療費公費負担制度については、相模原市では国民健康保険加入者は国民健康保険での任意給付制度の適用があり、社会保険加入者で精神障害者保健福祉手帳1級・2級取得者（相模原市④該当）は重度障害者医療費助成の対象となり、今までどおり医療費助成を受けられますが、それ以外の社会保険加入者は精神保健福祉法通院医療費公費負担制度の自己負担額5%の医療費助成を受けられなくなります。

福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

なお、現在の城山町の制度では、福祉タクシー利用券、自動車燃料給油券に加え、バス共通カード（年額24,000円・36,000円）の支給を選択することができますが、新市におけるバス共通カードの取扱い等については、福祉有償運送に関する移動の確保等の条件整理を進め、相模原市の制度にあわせることとなります。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
タクシー券(年額)	36,000円	43,200円	無	無	36,000円
自動車燃料券 (年額)	・自己運転 24,000円 ・家族運転 12,000円	43,200円	無	無	・自己運転 24,000円 ・家族運転 12,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知能指数35以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2・3級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・特定疾患にり患している方 ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している方 ・精神保健福祉法第32条の医療の適用を受けている方 	無	無	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・知能指数35以下と判定された方 ・特定疾患にり患している方 ・小児特定疾患にり患している方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方



子育て支援

保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。



【月額】

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
最高額	3歳未満児	61,500円	64,000円	60,000円	60,000円
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円
最低額	3歳未満児	3,200円	11,700円	6,750円	5,400円
	3歳児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円
	4歳以上児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円

相模原市の制度に統合します。

保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的対象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
20,000	3歳未満児	17,600円	21,000円	22,500円	19,500円
	3歳児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円
	4歳以上児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円
160,000	3歳未満児	39,800円	48,800円	45,700円	45,700円
	3歳児	30,700円	35,600円	30,800円	33,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円
408,000	3歳未満児	52,900円	64,000円	60,000円	60,000円
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円

相模原市の制度に統合します。



公立幼稚園



公立幼稚園の入園料、保育料、送迎バス及び給食は次のとおり統一します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
入園料		2,500円		3,000円	2,500円
保育料月額		10,000円		7,500円	10,000円
送迎バス		有		無	有
給食		完全給食		ミルク給食	完全給食

※ 相模原市と津久井町には公立幼稚園はありません。

児童クラブ育成料



児童クラブの育成料については、1市3町で異なるため段階的に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
育成料月額	4,700円	4,300円			
おやつ代	2,000円	1,500円	8,000円	8,500円 ～11,500円	相模原市の制度 に段階的に統合 します。

※ 津久井町、相模湖町はおやつ代が含まれています。

幼稚園就園奨励補助金



私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
年額／人	12,000円 (3～5歳児)	48,000円 (4、5歳児)	無	無	12,000円 (3～5歳児)

※ 公立幼稚園の在園児に対する国庫補助分については、保育料の減免制度で対応します。

小児医療費助成事業



小児医療費助成事業については、1市3町で対象年齢に相違がありますが、相模原市の制度に統合し、津久井郡3町の通院対象年齢の上限が、2歳から4歳までに拡大されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
通院・入院	0歳～4歳	0歳～2歳	0歳～2歳	0歳～2歳	0歳～4歳
入院	5歳～15歳	3歳～15歳	3歳～15歳	3歳～15歳	5歳～15歳

※ 所得制限については、1市3町とも0歳は無し、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。

入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

乳幼児各種予防接種



予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種については、1市3町での違いはありません。新市においても現行どおり実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
集団接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり
個別接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり

集団接種：ポリオ、BCG

個別接種：三種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎

小児急病診療事業



小児急病診療事業は、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業で、現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施していますので、合併後は相模原市の制度を適用します。

区分	相模原市	新市		
		城山町	津久井町	相模湖町 津久井郡広域行政組合
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初期救急（軽症患者） <ul style="list-style-type: none"> 【診療場所及び診療時間】 • 相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前6時 • 相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 ○二次救急（入院治療等を必要とする患者） <ul style="list-style-type: none"> 【診療場所及び診療時間】 • 二次救急医療機関（6病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 	相模原市と協定を締結して実施している。 (ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く)	相模原市の制度を適用します。	

※ 救急医療については、31ページに掲載されています。



学校教育

【主な事業】

通学区域

小・中学校の通学区域は現行どおりとします。



学校給食

小・中学校の給食については、現行どおりとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
小学校	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	完全給食	完全給食	ミルク給食	現行どおり

※ 合併後3年間で相模原市と相模湖町の中学校給食のあり方を検討します。

生涯学習・スポーツ

生涯学習施設・スポーツ施設の使用料

公民館等の生涯学習施設やテニスコート、プール等のスポーツ施設の使用料については、現行どおりとします。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
公民館使用料	無料	有料	有料	有料	現行どおり
スポーツ施設使用料 (テニスコート等)	有料	有料	有料	有料	現行どおり

※ 有料施設については、利用団体等の条件により、減免措置があります。なお、合併後、新市において料金、減免措置等について検討します。



自治会活動等

自治会への助成制度については、1市3町で異なりますので、合併後3年を目途に見直し、統合します。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一します。

【主な事業】

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日.15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込			新聞折込 (1日.15日号)
自治会運営助成	・均等割額 9,000円 ・世帯割額 200円	・均等割額 35,000円 ・世帯割額 244円 ・自治会館等運営費 50,000円	無	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
集会所建設等助成	・土地購入額の1/2 ・建物の購入、建設、増改築経費の1/2 ・融資制度有り	・建物の新築経費の1/3以内 ・建物の増改築、修繕経費の1/2以内 (ただし、身体障害者スローブ・トイレ・手すり等は2/3以内) ・付帯設備整備経費の1/2以内	・土地購入額の1/2以内 ・建物の購入、新築、増改築経費の1/3 ・融資制度有り	無	合併後3年を目途に見直し、統合します。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90% (電気料) 電気料の90% (維持管理) 700円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 800円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 800円/灯	(設置) 町 (電気料) 町 (維持管理) 町	合併後3年を目途に見直し、統合します。

※ 運営助成は、単位自治会に対して交付されるものに限ります。

※ 集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。



自 主 防 災 組 織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引継ぐものとし、防災活動等に対する助成については、当面、現行の助成制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しをします。

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
内 容	単位 434組織 地区連合 18組織	単位 12組織	単位 59組織	単位 41組織	現行どおり
組織編成時の助成	標旗、ヘルメット等の物品配付	無	無	1組織 30,000円の助成	現行どおり
活動助成金	防災機材購入等に対する2分の1を助成 (世帯数により限度額あり) 【単位】 ~99世帯 20,000円 ~299世帯 40,000円 ~599世帯 60,000円 ~899世帯 80,000円 ~1499世帯 100,000円 ~2499世帯 150,000円 2500世帯以上 200,000円 【地区連合】 100,000円	均等割 50,000円 世帯割 40円/世帯	資機材購入費に対する3分の2を助成 均等割 10,000円 世帯割 50円/世帯 ・メイン会場加算額 15,000円×8箇所	均等割 10,000円 世帯割 100円/世帯	現行どおり



住 民 相 談

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新 市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応			
法律相談 (開催回数)	月16回	月2回	月1回	2ヶ月に1回	
特設相談 (相談項目)	10	2	2	2	相談需要の測定を行い、3年を目途に実施内容を見直します。

※特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

保健衛生

【主な事業】

基本健康診査

基本健康診査の検査項目については相模原市は国の基準どおりで、一部津久井郡3町は独自で実施している項目がありますが、原則として新市においては相模原市の検査項目で実施します。また、一部負担金についても相模原市の金額で実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
健康診査 一部負担金	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,200円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,000円	基本 …1,000円 基本+肝炎 …2,200円

がん検診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて相模原市、津久井郡3町とも実施しています。施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、津久井郡3町は子宮がん、乳がん検診のみ実施していますので、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。また、一部負担金について一部金額の相違が見られますが、相模原市の金額で実施します。

○ 実施 × 未実施

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
集団検診	胃がん	○	○	○	○
	子宮がん	○	○	○	○
	乳がん	○	○	○	○
	肺がん	○	○	○	○
	大腸がん	○	○	○	○
施設検診	胃がん	○	×	×	○
	子宮がん	○	○	○	○
	乳がん	○	○	○	○
	肺がん	○	×	×	○
	大腸がん	○	×	×	○



救急医療

救急医療については、現在、相模原市と津久井郡3町で実施している事業は、現行のまま新市に引き継ぎ実施しますが、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後、新市において医師会を含めてそのあり方を検討します。また、津久井郡3町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
休日・夜間 急病	<p>○初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時～午後11時） 診療科目：内科、外科 相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時～午後11時） 診療科目：内科、外科 <p>休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施</p> <p>○二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時～翌日午前9時） 診療科目：内科、外科 	<p>○初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科 平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時 <p>○二次救急 (入院治療を必要とする患者) 相模原市と協定を締結して実施しています。</p>			現行どおり

※ 小児急病診療事業については、26ページに掲載されています。

健康度評価事業

【生活習慣病予防】

基本健康診査の結果、①保健師要指導の者、②異常なしの者のうち40歳、50歳の者及び、③要指導の者の中40、45、50、55、60歳の者に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価してアドバイス票を返送するとともに、評価結果に応じて事業への参加を勧奨します。

【生活機能低下予防】

当該年度70歳の市民全員に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価して結果票を返送します。また、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者に対し、保健師等が電話や訪問等で保健指導や事業への参加を勧奨します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
生活習慣病予防	実施	未実施	一部実施	未実施	実施
生活機能低下予防	実施	未実施	一部実施	未実施	実施

都市整備

【主な事業】

土地利用（都市計画区域及び区域区分等）

広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行どおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
都市計画区域	全域（相模原都市計画区域）		一部 (津久井都市計画区域)	全域 (相模湖都市計画区域)	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分※ (いわゆる線引き)	有	有	無	無	
用途地域	有	有	有	有	

※市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。



バス対策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持します。

合併後、相模原市が定めた「バス交通対策基本計画」の考え方に基づきバス路線網を見直し、新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
公費投入による路線確保の有無	無	有	有	無	合併時は現状を維持、その後、路線網の見直しを行います。



環境保全

公園の維持管理

相模原市では市民による自主的な公園の維持管理を推進するため、街美化アダプト制度を導入しています。一方、津久井郡3町は直営で管理していますが、合併後は相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
街美化アダプト活動支援費	算出基準（年額） 【清掃、除草】 19,000円+1,500円 $\times (\text{面積}-0.01\text{ha}) \times 100$ 【清掃のみ】 11,400円+900円 $\times (\text{面積}-0.01\text{ha}) \times 100$	無	無	無	相模原市の制度に統合します。



住宅用自然エネルギー等利用設備設置助成

相模原市において、次の設備を対象に助成をしていますが、市民の意向や社会的な動向を踏まえて、対象設備や助成額を見直して実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
助成費	(対象設備) • 太陽光発電設備 • 太陽熱高度利用システム • 小規模雨水利用設備	無	無	無	相模原市の制度に統合します。

合併処理浄化槽設置助成

相模原市のみ助成額は国の基準額と異なりますが、合併後に事業の見直しも含めて統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
助成費(5人槽)	600,000円	354,000円	354,000円	354,000円	現行どおり

※ 設置される浄化槽の処理能力によって異なりますが、ここでは5人槽を設置した場合の助成金をモデルケースとしています。

産業振興

農業

【市民農園】

相模原市の制度に統合します。

市民農園は、緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市（町）が農家から農地を借り入れ、「農」へのふれあいを求める住民に貸し付けるもので、相模原市や城山町の公設のもののほか、1市3町には、農協や農家が事業主体となって行っているものもあります。

※ 生きがい農園は20ページに掲載されています。

商工業

【中小企業融資制度】

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
中小企業経営 安定対策	有	有	有	有	相模原市の制度 に統合します。
中小企業 景気対策	有	無	無	無	相模原市の制度 に統合します。

市が一定の資金を金融機関に預け、それぞれの金融機関の独自の資金を併せて、市内の中小企業者の方々に運転資金や設備資金等として融資するものです。比較的低利な融資が受けられますが、一般の融資と同様に返済能力があることが条件となります。

〔商業の振興〕

商店街が自ら行うイベント事業や空き店舗活用事業など活性化に向けた取り組みへの支援を新市の全域で行うことにより、活気とにぎわいのある商業地づくりを促進します。

観光

〔観光施設の使用料等〕

現行の観光施設の使用料等については、原則として変わりません。また、津久井郡3町にお住まいの方は「相模原市民たてしな自然の村（長野県立科町）」「相模川自然の村（相模原市大島）」の利用についても相模原市民と同じように申し込みができるようになります。

〔観光振興〕

相模原市観光振興計画に基づく都市型観光の推進、津久井地域の自然資源を活かした観光振興、レクリエーションの振興を図ります。

雇用対策・勤労福祉

相模原市の制度に統合します。

相模原市で実施している求職者向けの相談業務「求職者のためのキャリアカウンセリング」や勤労者向けの融資制度「勤労者の住宅資金利子補給制度」などの雇用対策事業に関しては、津久井郡3町にお住まいの方も相模原市民と同じように利用できるようになります。

消防・防災

【主な事業】

消防本部及び消防署

城山町、津久井町及び相模湖町の消防業務は、津久井郡広域行政組合消防本部（以下「津久井郡消防」という。）が実施しています。合併時に、津久井郡消防の本部機能は相模原市の本部機能に統合しますが、津久井地域の署、分署等とそこに配置されている各部隊は現状のとおりとします。なお、新市において署所の配置等について検討します。また、119番通報の受信については、合併時には現行どおり津久井郡消防と相模原市消防の2箇所で行いますが、新市において早期に新指令システムを整備し一元化を図ります。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部	新市						
消防本部	1	1	1						
消防署等	3署 12分署	1署2分署2出張所1派出所 署所の配置状況 (1分署は藤野町に設置されている) <table border="1"><tr><td>城山町</td><td>津久井町</td><td>相模湖町</td></tr><tr><td>1分署</td><td>2出張所 1派出所</td><td>1本署</td></tr></table>	城山町	津久井町	相模湖町	1分署	2出張所 1派出所	1本署	現行どおり (合併後、署所の配置等について検討します。)
城山町	津久井町	相模湖町							
1分署	2出張所 1派出所	1本署							

消防団

城山町、津久井町及び相模湖町の消防団は、合併時に相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については現行どおりとします。なお、新市の消防団組織および活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
組織	1団 9分団 56部	1団 4分団 12部	1団 8分団 28部	1団 4分団 部は無し
定員	762名	163名	405名	147名
詰所・車庫	56箇所	13箇所 (倉庫1箇所含む)	29箇所 (倉庫1箇所含む)	4箇所
団車両	56台	12台	29台	7台

防災事業

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合します。
また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定します。



SAGAMIHARA

SHIROYAMA

TSUKUI

SAGAMIKO



発行：相模原・津久井地域合併協議会 TEL.042-769-8206 FAX.042-768-4066

発行日：平成16年10月

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています